



自動車ユーザーのみなさまへ

車検の依頼の際には、 直近の「自動車税納税証明書」を 必ずご持参下さい!!

自動車税納税証明書

必ずご持参下さいね



自動車税納税証明書 車検はこの証明書で

(継続検査等用) 平成27年 年度添付分

自動車登録番号

車台番号

「車台番号」欄の空白部分は、「*」印を印字しています。

年度	27	28	29	30	以前
滞納					

滞納欄、取扱日付印欄及び公印に「*」印または「エ」のあるものは証明書として使用できません。

(平成27年 4月 1日 現在の調査)

(裏面をお読みください。)

上記のとおり証明します。

東京都
都税総合事務センター所長

【証明書の有効期限】
取扱日付印のある場合
平成27年 4月 1日 まで有効

取扱日付印のない場合
平成27年 4月 1日 まで有効

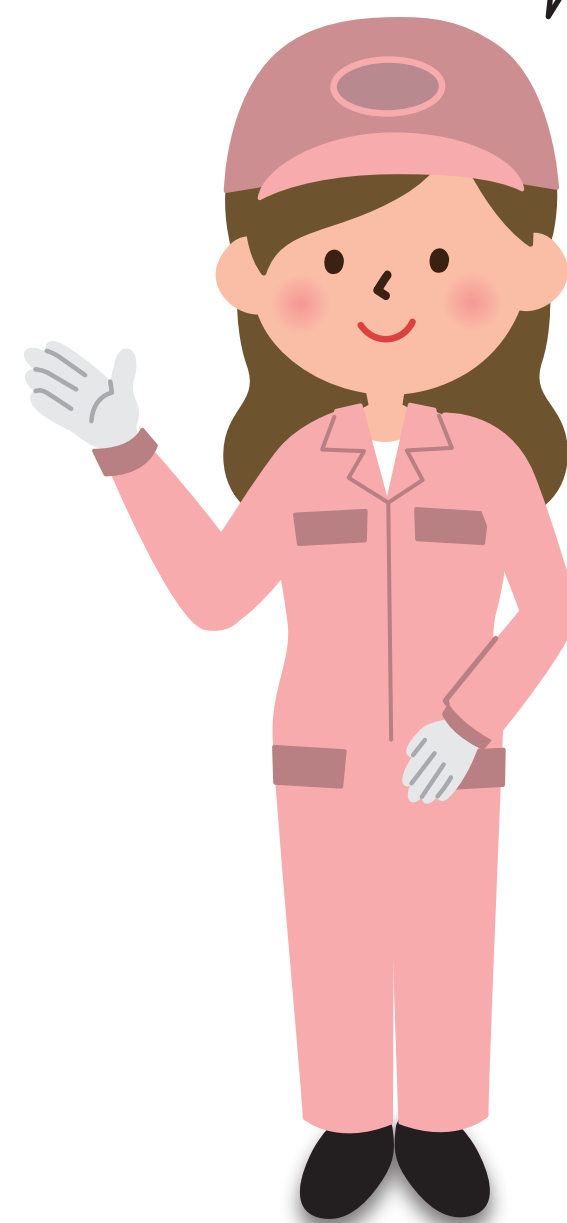
収納の際、領収日付印を押してください。

取扱日付印
出納

(納税者保管)

車検に必要ですから大切に保管してください。

忘れずにお願いします



【お願い】

平成27年4月から登録自動車については、国の継続検査窓口での自動車税納税証明書の提示を省略(一部の府県を除く)できるようになりましたが、自動車整備事業者へ車検の依頼をする際には、円滑に事務処理を進めるため、従来どおり「自動車税納税証明書」を必ずご持参いただきますようお願いいたします。



※自動車税に滞納があると、これまでどおり自動車検査証の更新ができません。
※軽自動車、小型二輪自動車については、これまでどおり継続検査窓口で納税証明書の提示が必要です。



一般社団法人日本自動車整備振興会連合会